別表法務省の部内部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　公文書監理官」に改め、「出入国管理情報官」を削り、「地図企画官」を「所有者不明土地等対策推進室長　地図企画官」に改め、「難民認定室長　入国管理企画官　入国管理調整官　在留管理業務室長　出入国管理情報企画官」及び「情報官補佐（出入国管理情報官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削り、同部入国者収容所の項を削り、同部矯正研修所の項中「総務課長」を「効果検証センター長　総務課長　試験課長　効果検証官」に改め、同部矯正管区の項中「首席管区監査官」を「首席管区監査官　部次長」に改め、同部地方入国管理局の項から地方入国管理局支局出張所の項までを削る。

別表法務省の部の次に次のように加える。

出入国在留管理庁	内部部局	長官　次長　審議官　部長　参事官　課長　分析官　情報システム管理室長　外国人施策推進室長　難民認定室長　在留管理業務室長　課長補佐（総括）　課長補佐（人事）　課長補佐（予算）　分析官補佐（情報分析官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　法務専門職（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）　人事係長　予算係長　秘書
	入国者収容所	所長　次長　課長　課長補佐（管理）　庶務係長
	地方出入国在留管理局	局長　次長　課長　監理官　審査監理官　首席審査官　課長補佐（管理）　人事係長　庶務係長
	地方出入国在留管理局支局	支局長　次長　課長　監理官　審査監理官　首席審査官
	地方出入国在留管理局出張所	二人以上の首席審査官、統括審査官又は統括入国警備官を置く出張所の長
	地方出入国在留管理局支局出張所	二人以上の首席審査官、統括審査官又は統括入国警備官を置く出張所の長

別表公安調査庁の部内部局の項中「部長」を「部長　公文書監理官」に改める。

別表外務省の部内部局の項中「部長」を「部長　公文書監理官」に、「外交記録・情報公開室長」を「公文書監理室長」に改める。

別表財務省の部内部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　公文書監理官」に、「情報公開・個人情報保護室長」を「情報公開・個人情報保護室長　公文書監理室長」に改め、「能率専門官」を削る。

別表国税庁の部内部局の項中「情報公開・個人情報保護室長」を「情報公開・個人情報保護室長　公文書監理室長」に改める。

別表文部科学省の部内部局の項中「サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官」を「サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官　公文書監理官」に改める。

別表厚生労働省の部内部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　公文書監理官」に、「生活衛生・食品安全審議官」を「生活衛生・食品安全審議官　高齢・障害者雇用開発審議官」に改め、「政策企画室長」を削り、「情報公開文書室長」を「公文書監理・情報公開室長」に、「医療・研究開発独立行政法人管理室長」を「医療独立行政法人管理室長」に改め、「産業雇用政策企画官」を削り、「派遣・請負労働企画官」を「派遣・請負労働企画官　海外人材受入就労対策室長」に改める。

別表農林水産省の部内部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　公文書監理官」に、「食品安全技術室長」を「食品安全科学室長」に改め、同部地方農政局の項中「主任農政業務管理官（服務に関する事務を担当する者に限る。）」を削る。

別表林野庁の部内部局の項中「首席森林計画官」を「首席森林計画官　森林集積推進室長」に改め、「水源地治山対策室長」を削る。

別表水産庁の部内部局の項中「漁業取締管理室長」を削り、「捕鯨室長」を「捕鯨室長　かつお・まぐろ漁業室長」に改める。

別表経済産業省の部内部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　公文書監理官」に、「情報調査室長」を「情報調査室長　技術調査室長」に、「サービス産業室長」を「サービス産業室長　教育産業室長」に改める。

別表国土交通省の部地方整備局の項中「地方事業評価管理官　総括防災調整官」を「統括防災官　総括防災調整官　防災管理官　防災室長　災害対策マネジメント室長」に改め、「総務企画官」を削り、「地域港湾空港調整官」を「港湾高度利用調整官」に、「水災害予報センター長」を「水災害予報センター長　水災害対策センター長」に改め、同部地方整備局の事務所の項中「副所長」を「センター長　副所長」に改め、同部開発建設部の項中「課長補佐（管理）」を「課長補佐（管理）　道路設計管理官」に改める。

別表気象庁の部地方気象台の項中「総務課長　業務・危機管理官」を「業務・危機管理官　業務管理官」に改め、「庶務係長」を削り、同部測候所の項中「総務課長　業務・危機管理官」を「業務・危機管理官　業務管理官」に改める。

別表環境省の部内部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　公文書監理官」に、「政策評価室長」を「企画評価・政策プロモーション室長」に、「環境教育推進室長」を「環境教育推進室長　地域循環共生圏推進室長」に、「研究調査室長」を「脱炭素化イノベーション研究調査室長　気候変動適応室長」に改め、同部環境調査研修所の項中「国立水俣病総合研究センターの」の下に「次長及び」を加える。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「政策立案参事官」を「公文書監理官　政策立案参事官」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を「公文書監理官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に、「政策立案参事官」を「政策立案参事官　公文書監理室長」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「総括審議官」を「総括審議官　公文書監理官」に、「情報公開・個人情報保護室長」を「情報公開・個人情報保護室長　公文書監理室長」に改める。

別表備考第一項中「平成三十一年二月二十八日」を「令和元年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。